

# 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出について

1 対象作業 騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業（別紙参照）

## 2 規制基準

区域の区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85 デジベル	午後7時～翌日午前7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと
第2号区域	85 デジベル	午後10時～翌日午前6時でないこと	1日14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと

※ 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線上における許容限度

3 提出期限 特定建設作業を開始する7日前まで

※ 災害その他非常の事態の発生により、緊急に特定建設作業を行った場合も、速やかに届出を行う必要があります。

## 4 提出書類

(1) 特定建設作業実施届出書（様式第9）

※ 様式は、市ホームページにも掲載しています。

(2) 添付書類

ア 工事場所の付近の見取図

イ 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

ウ 工事の概要が分かるもの（図面など）

エ 使用機械の仕様が分かるもの（パンフレットの写しなど）

5 提出部数 2部 ※1部は正本をコピーしたもので構いません。

6 届出先 始良市役所 市民生活部 生活環境課

〒899-5492 始良市宮島町25番地

TEL 0995-66-3111（内線）141、144

FAX 0995-65-5559

E-mail seikatsu@city.aira.lg.jp

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の生活環境係でも受付いたします。